

北関東三県モニターツアー及び合同観光パンフレット制作業務委託契約書（案）

北関東三県広域観光推進協議会長 小泉 元伸（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）
とは、北関東三県モニターツアー及び合同観光パンフレット制作業務委託について、次のとおり委託契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、次の業務（以下「委託業務」という。）の実施を乙に委託し、乙は、これを受託する。

- （1）委託業務の名称 北関東三県モニターツアー及び合同観光パンフレット制作業務委託
- （2）委託業務の内容 別添「北関東三県モニターツアー及び合同観光パンフレット制作業務委託」仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。
- （3）委託期間 委託契約締結の日から平成30年3月16日（金）まで

（委託業務の遂行）

第2条 乙は、委託業務を甲の定める仕様書に従って実施しなければならない。仕様書が変更された場合も、同様とする。

2 前項のほか、乙は、委託業務の実施方法について、甲の指示に従わなければならない。

（委託料）

第3条 本契約に基づく委託料は、金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）とする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金額は免除する。

（再委託の制限）

第5条 乙は、この委託業務達成のため、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

（調査等）

第6条 甲は、委託業務の処理状況について随時調査し、必要な報告を求め監査し、業務の実施について必要な指示を乙に与えることができる。

（検査）

第7条 乙は、成果品を納入するときは、甲に通知し、甲の指定する検査員の検査を受けなければならない。

2 乙は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を求められたときは、遅滞なく、当該補正を行い、甲に補正完了の届けを提出して、再検査を受けなければならない。この場合において再検査の期間については、前項の規定を準用する。

（瑕疵担保）

第8条 乙は、甲の検査に合格した成果品であっても、当該成果品について隠れた瑕疵があった場合には、検査後1年間は、これを完全なものとして引き換え、又は補償をしなければならない。

（委託料の請求及び支払い）

第9条 乙は、第7条の検査に合格したときは、甲に委託料を請求するものとする。

2 甲は、乙が提出する適切な請求書を受領した日から30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

（支払遅延に対する遅延利息）

第10条 甲の責めに帰すべき事由により前条第2項の支払期限までに委託料を乙に支払わない場合は、甲は、乙に対して遅延利息を支払うものとする。

2 前項の遅延利息の額は、支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、委託料に対し、年2.7パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）で計算した額とする。

（納入遅延に対する遅延利息）

第11条 乙の責めに帰すべき事由により、第1条の期限までに委託業務を完了できない場合には、乙は、甲に対して遅延利息を支払うものとする。

2 前項の遅延利息の額は、納入期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、売買代金に対し、年2.7パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）で計算した額とする。

（秘密の保持）

第12条 乙は、委託業務の実施に際して知り得た事実を甲の承認なしで、第三者に漏らしてはならない。

（個人情報の保護）

第13条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱う場合には、茨城県個人情報の保護に関する条例（平成17年茨城県条例第1号）第7条第2項及び第8条の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるほか、別記特約事項を遵守しなければならない。

（委託業務の中止等）

第14条 乙は、災害その他やむを得ない事由により、委託業務の遂行が困難となったときは、その事由及び経過を記載した文書を甲に提出し、その指示を受けなければならない。

2 甲は、前項の文書が提出されたときは、乙と協議のうえ、契約の解除又は一部の変更を行うものとする。

3 前項の規定により契約を解除したときは、第9条の規定に準じて精算するものとする。

（委託業務の変更）

第15条 乙は、前条第1項に規定する場合を除き、仕様書に記載された委託業務の内容を変更しようとするときは、その旨を文書により甲に申し出て、その承認を受けなければならない。

（契約の解除等）

第16条 乙が次の各号のいずれかに該当した場合、甲は契約を解除し、委託料の全部又は一部を支払わないことができる。

（1）契約を履行しないとき、または履行の見込みがないとき。

（2）契約の履行について不正の行為があったとき。

（3）契約条項に違反したとき。

（4）組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団体の関係者または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの（以下「暴力団員等」という）であると判明したとき。

（5）甲との契約に係る業務の遂行に当たり必要な契約等の相手方が暴力団員等であることを知ったにもかかわらず同契約等を解除しなかったとき。

2 前項の規定による解除又は変更によって生じた損害については、甲は、その責めを負わないものとする。

（著作権）

第17条 乙は、この委託業務にあたり使用した写真、イラスト及び原稿を、納品時に全て甲に引き渡すものとする。この際、当該写真、イラスト及び原稿に関する著作権は、他印刷物等への再利用に係る権利を含めて乙から甲へ譲渡するものとする。

（暴力団等による不当介入があった場合の届出義務）

第18条 乙は、甲との契約に係る業務の遂行に当たって不当要求行為（暴力団員等からの不当な要求行為）を受けた場合は、その旨について、遅滞なく甲への報告及び警察への届出を行わなければならない。

（損害賠償）

第19条 乙が委託業務に関して甲に損害を与えたときは、乙は、その損害を賠償する責めを負うものとする。第三者に損害を与えたときも同様とする。

（裁判管轄）

第20条 この契約について訴訟等を行う場合は、水戸市を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を合意による専属的管轄裁判所とする。

(信義則)

第21条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義の処理)

第22条 この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成29年 月 日

甲 茨城県水戸市笠原町978番6
北関東三県広域観光推進協議会
会長 小泉元伸

乙

(別記)

特約事項

1 受託者の責務

委託事業を処理するに当たっては、法人情報及び個人情報（以下「法人情報等」という。）の保護の重要性を認識し、企業の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

2 法人情報等の収集の制限

委託事業を処理するため法人情報等を収集するときは、委託事業の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

3 法人情報等の目的外利用及び外部提供の禁止

委託事業を処理するため、調査収集及び作成した法人情報等は、委託事業を処理するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供しないこと。

4 守秘義務

委託事業の処理に当たり、情報の収集整理にあたっては、雇用にあたり、情報の守秘を義務づけると共に、十分な教育を行い、法人情報等の外部への漏えいを防止すること。

5 情報についての事故報告

法人情報等について外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに甲に報告し、その指示を受けること。